



島根県報

令和5年7月25日（火）
号外第89号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（2件）	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第518号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	431号	松江市美保関町森山628番9地先から同番11地先まで	前	メートル 10.37～ 20.21	メートル 43.00	災害防除工事 拡幅
			後	13.75～ 33.59	43.00	
県 道	枕木山線	松江市枕木町枕木777番10地先から同番4地先まで	前	4.53～ 15.22	35.04	災害復旧工事 拡幅
			後	13.60～ 20.48	35.04	
〃	〃	松江市枕木町枕木777番4地先から同番9地先まで	前	6.05～ 9.95	10.36	災害復旧工事 拡幅
			後	6.12～ 10.99	10.36	
〃	〃	松江市枕木町枕木777番9地先から同地先まで	前	6.13～ 7.77	17.90	災害復旧工事 拡幅
			後	10.94～ 16.98	17.90	
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原1470番1地先から同地先まで	前	3.49～ 3.57	18.50	災害復旧工事 拡幅
			後	3.49～ 6.79	18.50	

〃	〃	出雲市佐田町朝原1470番1地先から同地先まで	前	3.28～ 4.16	37.80	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	3.77～ 8.33	37.80		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1468番1地先から同地先まで	前	3.33～ 8.87	91.40	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	3.84～ 17.30	91.40		
〃	〃	出雲市佐田町朝原174番地先から同176番3地先まで	前	3.00～ 5.55	47.10	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	3.00～ 12.98	47.10		
〃	〃	出雲市佐田町朝原1802番1地先から同地先まで	前	3.70～ 4.96	25.30	出雲県土整備 事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	4.50～ 6.37	25.30		

島根県告示第519号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 25 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	184号	飯石郡飯南町八神1635番1地先から同1番地先まで	前	メートル 10.17～ 22.77	メートル 697.40	道路改良工事 拡幅	
			後	10.89～ 33.75	700.00		
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番11地先から同712番1地先まで	前	A	18.30～ 38.40	810.00	雲南県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅及び減幅
				B	13.00～ 106.00	797.00	
			後	A	13.11～ 128.99	789.90	
				B	13.00～ 128.99	797.00	

島根県告示第520号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原174番地先から同176番3地先まで	メートル 47.10	令和5年 7月25日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市佐田町朝原1802番1地先から同地先まで	25.30	令和5年 7月25日		

島根県告示第521号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲三刀屋線	雲南市三刀屋町伊萱958番11地先から同712番1地先まで	メートル 789.90	令和5年 7月25日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃		797.00	令和5年 7月25日		